

# Ⅲ 貯金者データ等の整備

**Q21** 名寄せは何のために行うのですか。貯金者データの正確な把握が大事だと聞きましたが、どういうことですか。

**Ans.** ① 保険によって保護される貯金等の限度額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額です。このため、同一の貯金者が破綻農水産業協同組合に複数の貯金口座を有している場合、これらをまとめたうえで、定められた優先順位に照らして、どこまでが付保貯金となるかを特定し、貯金者ごとの付保貯金額を算定（名寄せ）する作業が必要となります。

② 名寄せは貯金保険機構で行いますが、破綻農水産業協同組合から正確な貯金者データ<sup>(注)</sup>が迅速に提出されないと、付保貯金額が算定できず貯金等の保護を円滑に行ううえで支障が生じることになります。

このため、農水産業協同組合は、名寄せに必要な貯金者データを破綻時に速やかに提出できるように、平時から貯金者データ及びシステムを整備するよう貯金保険法で義務付けられています。

したがって、結婚や引越し等により氏名、住所等を変更されていて、まだ農水産業協同組合に届出を済ませていない貯金者の方は速やかに手続きをとっていただきますようご協力をお願いします。

(注) 貯金者の氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、所在地）、電話番号等。

**Q22** 貯金者データの整備のため、農水産業協同組合は日頃からどのようなことをしなければならないのですか。

**Ans.** 農水産業協同組合が破綻した場合、貯金保険機構は、破綻農水産業協同組合から提出される貯金者データを基に、名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）を迅速に行う必要があります。このため、農水産業協同組合は、破綻した場合、貯金保険機構の求めに応じて貯金者データを速やかに提出できるように、平時から「機構指定フォーマット」<sup>(注)</sup>に即して、貯金者データ及びシステムを整備するよう貯金保険法で義務付けられています。

(注) 「機構指定フォーマット」とは、法令に基づき貯金保険機構が貯金者データの内訳、仕様を定めたものです。内容は、貯金者の氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、所在地）、電話番号、保険事故日現在の貯金残高、利息額、担保貯金に関する情報等で、貯金保険機構が行う名寄せや、概算払対象額、保険金支払保留額等を算定するうえで必須のものです。